

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金
消費税仕入控除税額報告書作成手順

必要書類

パターンA (返還金がないの場合)

- ・ 報告書（第8号様式）
- ・ 別紙1（仕入控除税額がない場合）
- ・ 返還金が発生しないことが分かる書類（詳細は5ページへ）

パターンB (返還金がありの場合)

- ・ 報告書（第8号様式）
- ・ 別紙1（仕入れ控除税額がある場合）
- ・ 仕入控除税額の積算内訳（参考様式）
- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し

消費税の申告の有無や仕入控除税額の計算方法に応じて、下記表のうち○のついている書類が必要となります。

- ①消費税等仕入控除税額報告書（第8号様式）及び別紙1
- ②-1 仕入控除税額の積算内訳（一括比例配分方式）
- ②-2 仕入控除税額の積算内訳（個別対応方式）
- ②-3 仕入控除税額の積算内訳（全額控除）
- ③ 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙
- ④ ③の確定申告書の付表2
- ⑤ 特定収入に係る課税仕入等の税額の計算表1～5

必要提出書類一覧表

			①	②-1	②-2	②-3	③	④	⑤
申告無		ア	○						
簡易課税		イ	○				○		
特例計算を適用		ウ	○				○	○	○
申告有	一般課税 特例計算を適用しないを適	一括比例配分方式	エ	○	○			○	○
		個別対応方式	オ	○		○		○	○
		全額控除	カ	○			○	○	○

パターンA（返還金がない場合）

手順① 第6号様式別紙1項目5に記載例にあるいずれかの理由を記入してください。

5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

返還金がゼロとなる代表的な理由

- ・ 免税事業者であり、消費税の確定申告義務がないため
- ・ 簡易課税方式で申告しているため
- ・ 補助対象経費は人件費等の非課税仕入のみであるため
- ・ 消費税の申告を個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上のみ要するものと申告しているため
- ・ 特定収入割合が5%を超えているため。

パターンA（返還金がない場合）

手順②

- 返還金が発生しないことがわかる書類を添付してください。

※添付書類は理由によって異なります。

①消費税の申告義務がないため

→添付書類不要

②簡易課税方式で申告しているため。

→簡易課税用の確定申告書の写し

③補助対象経費が非課税仕入のみ

→一般用の確定申告書の写し、計算表（付表2）及び仕入控除税額の積算内訳（参考様式）

④補助対象経費を非課税売上対応分として申告している場合

→一般用の確定申告書の写し、計算表（付表2）及び仕入控除税額の積算内訳（参考様式）

⑤特定収入割合が5%を超えているため。

→一般用の確定申告書の写し、計算表（付表2）及び特定収入割合の計算表1～5

パターンA（返還金がない場合）

手順③- 2

【③補助対象経費が非課税仕入のみ】

補助対象経費に係る費用がすべてこの欄に入ります。

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金
(令和〇〇年度分)に係る仕入控除税額の積算内訳

記入担当者: _____
連絡先: _____

【対象事業所名: _____】
<控除税額の計算方法が個別対応方式の場合>

(1) 課税売上割合

課税資産の譲渡等の対価の額 〔付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④の額〕	/	資産の譲渡等の対価の額 〔付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の⑦の額〕	=	課税売上割合 〔付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④/⑦〕
⋮		⋮		⋮
	/		=	

* 課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

(2) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳

区分	課税仕入 A			非課税仕入 (人件費等) B	合計 C (=A+B)
	課税売上 対応分 a	非課税売上 対応分 b	共通 対応分 c		
経費の内訳					
	計				

* ①…補助対象経費中の課税仕入額（課税売上対応分）(a) / 補助対象経費の合計額(C)
* ②…補助対象経費中の課税仕入額（共通対応分）(c) / 補助対象経費の合計額(C)

パターンA（返還金がない場合）

手順③- 3

【④補助対象経費を非課税売上対応分として申告している場合】

補助対象経費に係る費用がすべてこの欄に入ります。

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金
(令和〇〇年度分)に係る仕入控除税額の積算内訳

記入担当者： _____
連絡先： _____

【対象事業所名： _____】
<控除税額の計算方法が個別対応方式の場合>

(1) 課税売上割合

課税資産の譲渡等の対価の額	/	資産の譲渡等の対価の額	=	課税売上割合
〔付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④の額〕		〔付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の⑦の額〕		〔付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④/⑦〕
⋮		⋮		⋮
	/		=	

*課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

(2) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳

区分	課税仕入 A			非課税仕入 (人件費等) B	合計 C (=A+B)
	課税売上対応分 a	非課税売上対応分 b	共通対応分 c		
経費の内訳					
	計				

*①…補助対象経費中の課税仕入額（課税売上対応分）(a)/補助対象経費の合計額(C)
*②…補助対象経費中の課税仕入額（共通対応分）(c)/補助対象経費の合計額(C)

パターンA（返還金がない場合）

手順③-4

【⑤特定収入割合が5%を超えている場合】

「公共・公益法人等」に適用される特例規定です。
一般企業や個人事業者には適用されません。

※「公共・公益法人等」の例
公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

添付書類の計算表3中「特定収入割合」の欄に記載されている数字が5%以上か確認してください。
※提出は計算表1～5全てが必要です。ご注意ください。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰A）	②	
分母の額（①+②）	③	
特定収入割合（②÷③）	④	%

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

パターンB（返還金がある場合）

手順①

- 確定申告書中の控除税額の計算方法に記載されている計算方式と、積算内訳の計算方式が一致しているか確認してください。

→ 個別対応方式、一括比例配分方式、全額控除のいずれかです。

それぞれ課税売上割合の計算方法が異なるので要注意してください。

パターンB（返還金がある場合）

手順②

- 積算内訳（参考様式）の計算が合っているか、添付書類「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し」の内容と照らし合わせて確認してください。

積算内訳に補助金に係る仕入控除税額の計算方法が記載されているので、添付資料「付表2」に記載されている金額と積算内訳の数字が一致しているか確認してください。

計算表（付表2）

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です

項目ごとに番号分けされています。
積算根拠内訳に対応する番号の数字を
記入して下さい。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称	
項目	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	計
	A	B	(A+B)
課税売上額（税抜き）①			
免税売上額②			
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額③			
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）④			
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）⑤			
非課税売上額⑥			
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）⑦			
課税売上割合（④ / ⑦）⑧			[%]
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨			
課税仕入れに係る消費税額⑩	(⑨×6.24/100)	(⑨×7.8/100)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪	※⑪及び⑫額は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業年度のみに適用する。		
特定課税仕入れに係る消費税額⑫		(⑫×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額⑬			
納税義務の免除を要しない（要ける） こととなった場合における消費税額 の調整（加算又は減算）額⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑨+⑩+⑫+⑬+⑭）⑮			
課税売上高が5億円以下かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑮の金額）⑯			
課税売上高 税別 売上 上乗 額の 高又は 割合が 95%の 課税	⑯のうち、課税上げにのみ要するもの⑰		
	⑯のうち、課税上げと非課税上げに 共通して要するもの⑱		
⑱のうち、個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 （⑱+⑲×④/⑦）⑲			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑲×④/⑦）⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額㉑			
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した（譲渡した）場合の加算額㉓			
控除対象仕入税額 差引 （（⑮、⑰又は⑱の金額）±⑲±⑳）がプラスの時 （（⑮、⑰又は⑱の金額）±⑲±⑳）がマイナスの時			
貸倒回収に係る消費税額㉔			

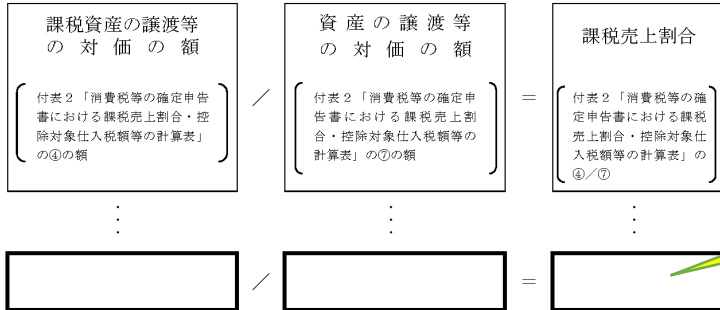
注1 金額の計算においては、1円未満の端数を四捨五入する。
注2 ⑮及び⑲欄には、税別を、税戻し、税引を仕入対価の税額等の金額から課税仕入対価の税額等の金額から控除した金額を指し、⑳には、その金額を控除した後の金額を指す。

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金
(令和〇〇年度分)に係る仕入控除税額の積算内訳

記入担当者: _____
連絡先: _____

【対象事業所名: _____】
<控除税額の計算方法が個別対応方式の場合>

(1) 課税売上割合



*課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

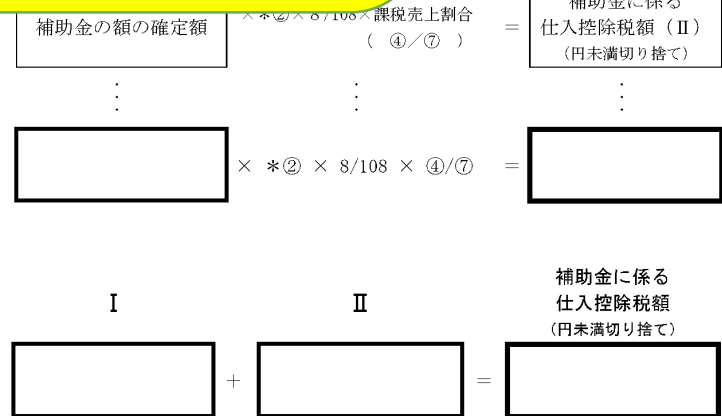
(2) 補助金の使途(補助対象経費)の内訳

区分	課税仕入 A			非課税仕入 (人件費等) B	合計 C(=A+B)
	課税売上 対応分 a	非課税売上 対応分 b	共通 対応分 c		
経費の内訳					
	計				

*①…補助対象経費中の課税仕入額(課税売上対応分)(a)/補助対象経費の合計額(C)
*②…補助対象経費中の課税仕入額(共通対応分)(c)/補助対象経費の合計額(C)

(次ページあり)

課税売上割合等の計算方法が載っています。別添「付表2」に記載されている番号に対応した数字となるようになっているので、正しい数字で計算されているか確認してください。
※この時点で端数処理を行うと、仕入控除税額が変わってしまふ場合があります。
絶対に切り捨て等を行わないでください。
※小数点以下第10位まで入力してください!



所要額の金額をいれてください。
補助額の数字を記入しないよう
ご注意ください。

パターンB（返還金がある場合）

手順③

- 「報告書（第8号様式）」及び「別紙1」に記載されている内容が、積算内訳等に記載されている金額と合っているか確認して下さい。
- 返還金額確定後、納入通知書を送付しますので指定の期日までに返還金を納付して下さい。